

長崎市告示第 109号

長崎市屋外広告物条例施行規則（平成9年長崎市規則第6号。以下「規則」という。）別表第4第1項の表に規定する第2種許可地域の区域を次のように指定したので、告示する。

平成29年2月16日

長崎市長 田上 富久

1 第2種許可地域に指定する区域

(1)規則別表第4第1項の表第2種許可地域の項第3号の規定により指定する区域

別紙図面1に表示する区域

(2)規則別表第4第1項の表第2種許可地域の項第4号の規定により指定する区域

別紙図面2に表示する区域

(3)規則別表第4第1項の表第2種許可地域の項第6号の規定により指定する区域

別紙図面3に表示する区域





